

議案第 85 号

南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例

南あわじ市手数料条例（平成 17 年南あわじ市条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

別表注 2 を次のように改める。

注 2 5 筆までごとに 1 件とする。ただし、土地及び建物を合算するときは、
5 筆（棟）までごとに 1 件とする。

別表注 3 を次のように改める。

注 3 5 棟までごとに 1 件とする。ただし、建物及び土地を合算するときは、
5 棟（筆）までごとに 1 件とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南あわじ市手数料条例新旧対照表

現 行				改 正 案				備 考
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）				
区分	手数料の種類	単位	手数料の額	区分	手数料の種類	単位	手数料の額	
戸籍～その他 略				戸籍～その他 略				
注1 略				注1 略				
注2 5筆までごとに1件とする。				注2 5筆までごとに1件とする。ただし、土地及び建物を合算するときは、5筆（棟）までごとに1件とする。				
注3 5棟までごとに1件とする。				注3 5棟までごとに1件とする。ただし、建物及び土地を合算するときは、5棟（筆）までごとに1件とする。				
注4～注8 略				注4～注8 略				

